

アカペラサークル規約

- 第一条 本サークルは鳥取大学アカペラサークルと称し、その本部を鳥取大学に置く。
- 第二条 本サークルはアカペラを主体とする。
- 第三条 本サークルは、全国的に活動が盛んになりつつあるアカペラという音楽活動を通して、鳥取の活性化に役立つことを目的とする。
- 第四条 本サークルは目的達成のため、次の活動を行う。
- ・週一回の練習、幹部会
 - ・月一度の全体部会
 - ・地域でのイベントへの参加
 - ・学内での音楽活動
- 第五条 本サークルは次の会員で組織する。
- ・鳥取大学学部生
 - ・鳥取大学研究員
 - ・鳥取大学大学院生
- 第六条 本サークルは次の役員を置き、これらを幹部とする。
- ・部長（1名）
 - ・副部長（1または2名）
 - ・幹事
 - ・企画
- 各役割については以下の通りとする
- ・部長 部をまとめ基本連絡や出場大会などの管理を行う
 - ・副部長 部長の補佐と、スケジュール管理を行う
 - ・幹事 経費の集計や、学外行事へ参加する際の計算などを行う
 - ・企画 広報活動を中心に、部長と共に企画のまとめを行う
- 第七条 やむを得ない場合は、役職の兼任を許可する。
- 第八条 幹部は部長、副部長から承認があった者に任命する。
- 第九条 幹部の選出は部会において行われるものとする。原則として立候補制とし、立候補のない場合は推薦を行い、出席者の2/3以上の承認により決定される。次期役員選出の部会までとする。役員の再任はこれを妨げない。
- 第十条 役員がその任務を怠ったときは、部会の決議のもとにこれを解任できる。
- 第十一条 本サークルの経費は会費（月 500 円）と助成金をもってこれとし、幹事が管理するものとする。

- 第十二条 部員は毎月部費を納入しなければならない。ただし、納入できない理由があり、その理由が正当なものであると、幹部会で了承した場合は納入を一時猶予する。猶予期間は3か月とする。
- 第十三条 部員は、その意思により、所定の手続きを得て退部することができる。
- 第十四条 第十三条に示す所定の手続きとは、退部届を部長に提出することである
- 第十五条 アカペラサークルにおいては原則休部を認めない
- 第十六条 部員はその活動の秩序を乱してはならない。
- 第十七条 本サークルの活動に支障をきたすような学生、正当な理由無く長期にわたり活動に参加しないものには、部長もしくは他の部員の要求により部長が決議し、本人を除いた部員の8割以上の同意をもって、退部勧告を行い、除名することができる。
- 第十八条 部会は、本サークルにおける最高議決機関である。
- 第十九条 部会は、部長もしくは部員の要求によりこれを部長が召集することができる。
- 第二十条 部会は、部長が議長を兼任し、決議は原則として多数決の原理をとる。
- 第二十一条 一年間の活動予定は幹部会によって決定される。

規約は平成27年4月より施行される。

規約改正 平成28年5月17日